

転入届は区役所1階 13 番窓口で提出してください。

市外からの転入は、前住所地で発行の転出証明書が必要です。(特例転出届をされた場合は必要ありません。)

外国籍の方は特別永住者証明書または在留カードをお持ちください。

※ 正当な理由がなく14日以内にお届けをされない場合は、過料が科される場合があります。

手続が必要な方	手 続 内 容
住民票の写しが必要な方	個人番号カードをお持ちであれば、翌日以降にコンビニで住民票の写しが取得できます。(区役所窓口よりも100円お得に取得できます。)
印鑑登録をされる方	印鑑登録が必要な方は、新たに印鑑登録申請を行ってください。ただし、大阪市内の他区から転入された方は引き続き現在お持ちの印鑑登録証を使用いただけます。(一部引き続き使用できないことがあります。) <b>1階 13番 窓口サービス課(住民情報) 電話 6930-9963</b>
住民基本台帳カード・個人番号カードをお持ちの方	転入届の際に各カードをご持参してください。カードの継続利用の手続きの詳細については裏面をご確認ください。(カード名義の方の4桁の暗証番号の入力が必要になります。) 住所の変更に伴い電子証明書が失効します。再度電子証明書が必要な場合は、窓口で電子証明書の発行申請を行ってください。(申請には、署名用電子証明書番号の入力が必要です。ご本人が来庁いただくか、申出により区役所から発送する回答書を代理人がご持参ください。) <b>※個人番号カードの住所変更にはお時間がかかりますので、ご了承ください。</b> <b>カード手続きまでお待ちいただく目安時間【      分】</b> <b>1階 13番 窓口サービス課(住民情報) 電話 6930-9963</b>
国民健康保険に加入される方	・ 窓口での手続きは不要です。ただし新たに加入する場合は手続きが必要です。(入国等も含む) 後日(1週間程度)、資格確認書を簡易書留郵便にて送付します。 ※マイナンバーカードへ登録されている方は、資格情報のお知らせを普通郵便にて送付します。 ・ 国民健康保険に加入している世帯に転入される場合 後日(1週間程度)、世帯主様宛に資格確認書を簡易書留郵便にて送付します。 ※マイナンバーカードへ登録されている方は、資格情報のお知らせを普通郵便にて送付します。 ※資格確認書等の受け取りについてご相談がある場合はお申出ください。 住民異動届の控えをお渡しますので、15番窓口の番号札をお取りいただきお待ちください。 <b>※住所地特例施設に入所される方は、前登録地での手続きが必要となる場合があります。</b> <b>今お持ちの資格確認書等をご確認いただき発行元の市町村にお問い合わせください。</b> 詳しくは、窓口サービス課(保険年金:保険)へお問い合わせください。 <b>1階 15番 窓口サービス課(保険年金:保険) 電話 6930-9956</b>
後期高齢者医療資格確認書をお持ちの方	・ 大阪府内から転入された方は、特に手続きは不要です。 後日(1週間程度)、資格確認書を簡易書留郵便にて送付します。 ・ 大阪府外から転入された75歳以上の方は、前住所地で発行された「負担区分証明書」を提出してください。後日(1週間程度)、資格確認書を簡易書留郵便にて送付します。 <b>※大阪府外から転入された65歳～74歳の方で引き続き後期高齢者医療に加入を希望される方は加入手続きが必要です。必要なもの: 国民年金証書や身体障がい者手帳など</b> <b>※住所地特例施設に入所される方は、前登録地での手続きが必要となる場合があります。</b> <b>今お持ちの資格確認書をご確認いただき発行元の市町村にお問い合わせください。</b> 詳しくは窓口サービス課(保険年金:保険)へお問い合わせください。 <b>1階 15番 窓口サービス課(保険年金:保険) 電話 6930-9956</b>
各種医療証をお持ちの方	前住所地で、各種医療証を受給されていた方は、下記窓口へお問い合わせください。 ○ 重度障がい者医療証 <b>1階 18番 保健福祉課(障がい) 電話 6930-9857</b> ○ こども医療証、ひとり親家庭医療証 <b>3階 34番 保健福祉課(子育て教育) 電話 6930-9065</b> こども医療証はこどもの住所地で、ひとり親医療証は親の住所地での申請です。 こども医療証は、18歳に達した日以後における最初の3月31日まで対象で所得制限はありません。 肝炎治療受給者証をお持ちの方は、ご申請ください。詳しくは、保健福祉課(保健)へお問い合わせください。 <b>2階 21番 保健福祉課(保健) 電話 6930-9882</b>
障がい者手帳をお持ちの方  障がいサービス 自立支援医療 障がいの各種手当 難病の制度を ご利用の方	障がいに関する手当を受給されている方は、各種手続きが必要です。また、身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳、障がいサービスご利用の方は、住所変更の手続きが必要です。 <b>必要なもの: 手帳・受給者証</b> 自立支援医療、難病の制度をご利用の方もお手続きが必要です。詳しくは、保健福祉課(福祉)へお問い合わせください。 <b>1階 18番 保健福祉課(障がい) 電話 6930-9857</b> 公害医療手帳、被爆者手帳については保健福祉課(保健)へお問い合わせください。 <b>2階 21番 保健福祉課(保健) 電話 6930-9882</b>

裏面もご覧ください

手続が必要な方	手 続 内 容
児童手当・児童扶養手当を受給しておられる方	児童手当・児童扶養手当の申請手続きを行ってください。 児童手当は、令和6月10月より18歳に達した日以後における最初の3月31日まで対象で、所得制限はありません。 18歳までの支給対象児童がおり、22歳に達した日以後における最初の3月31日までのこどもを含めて3人以上お子さまを養育している場合、申請により第1,2子にカウントできる場合があります。(3人目以降は月額3万円) 詳しくは、保健福祉課(子育て教育)へお問い合わせください。 <b>3階 34番 保健福祉課(子育て教育) 電話 6930-9065</b>
70歳以上の方(ご本人申請に限る)	地下鉄・シティバスなどで利用いただける敬老優待乗車証の交付申請について説明を行います。 詳しくは、保健福祉課(高齢担当)へお問い合わせください。 大阪市内からの転入で、すでに敬老優待乗車証をお持ちの方は手続き不要です。 <b>1階 17番 保健福祉課(介護保険・高齢) 電話 6930-9859</b>
未就学児がおられる方	転入された方で未就学児がおられる方は、母子手帳をご持参のうえ予防接種手帳の交付手続きを行ってください。 詳しくは、保健福祉課(保健)へお問い合わせください。 <b>2階 21番 保健福祉課(保健) 電話 6930-9882</b>
現在妊娠中の方(他市町村の母子手帳をお持ちの方)	妊娠週数に応じた妊婦一般健康診査受診票と各種の説明資料をお渡します。 <b>必要なもの: 他市町村の母子手帳、妊婦一般健康診査受診票</b> <b>2階 21番 保健福祉課(保健) 電話 6930-9882</b>
小・中学校に通うお子様がおられる方	【公立の学校】転出された学校から交付された在学証明書を提示し、就学通知書をお受け取りください。転入される学校には、就学通知書と前の学校で受け取られた在学証明書などの書類を提出してください。通学しておられた学校へ引き続き通学を希望される方は住民票の異動手続きの際に、担当者へお申し出ください。 【公立以外の学校】市外からの転入は、生徒手帳など就学確認できるものを提示してください。 <b>1階 14番 窓口サービス課(就学) 電話 6930-9087</b>
介護保険証をお持ちの方	後日、介護保険証を郵送します。 なお、大阪市外から転入された方で要介護認定を受けておられる方は、手続きを行ってください。 詳しくは、保健福祉課(介護保険)へお問い合わせください。 <b>1階 17番 保健福祉課(介護保険・高齢) 電話 6930-9859</b>
犬を飼われている方	飼い犬の所在地変更の手続きが必要です。 なお、大阪市外から転入された方は、前住所地での犬の鑑札が必要となりますので、ご持参のうえ手続きを行ってください。詳しくは、保健福祉課(生活環境)へお問い合わせください。 <b>2階 23番 保健福祉課(生活環境) 電話 6930-9973</b>

## ☆「住民基本台帳カード・個人番号カードの継続利用について」

海外・他市町村より転入届をされた方が有効な住民基本台帳カード・個人番号カードをお持ちの場合、次の一定の条件のもと、転入先でも継続して利用することができます。(暗証番号が必要)

○手続日においてカードが有効期限内であること。○転入日から届出を行うまで14日を経過していないこと。

○転出予定日から転入届出日まで30日を経過していないこと。(他市町村からの転入時のみ)○転入届出日から90日を経過していないこと。(手続きをおこなわない場合当該カードは失効し引き続き利用できなくなります。)

※代理人で手続きをお考えの方は住民情報担当へお問い合わせください。

## ☆「転入届・転出届の特例について」(住民基本台帳カード・個人番号カードをお持ちの方に限る)

転出市町村で特例転出届(転出証明書を要しない届出)をされた方については特例転入届をしていただくこととなります。(住民基本台帳カードまたは個人番号カードが必要)ただし次の場合、原則、転出証明書の取得が必要となります。

○転出予定日から30日を経過した日または転入した日から14日を経過した日のいずれか早い日以降に転入届をあした  
場合。○第4日曜日に実施している日曜開庁が22日のときに、転入届を行う場合。(令和7年度中は、現時点では6月22日、2月22日が対象日となっています。)

## ☆スマート申請(必要な手続きの検索・判定、申請に必要な持ち物の確認、申請書の記入省略など)

詳細はホームページをご覧ください (<https://www.city.osaka.lg.jp/joto/page/0000605175.html>)

## ☆大阪市行政オンラインシステムでの受付予約を行っています

詳細はホームページをご覧ください (<https://www.city.osaka.lg.jp/joto/page/0000607559.html>)